

審査庁：釜石市長

諮問日：令和5年1月17日（令和5年（不服）諮問第1号）

答申日：令和5年4月11日（令和5年（不服）答申第1号）

事件名：業務委託契約の契約内容変更取消し事件

答 申 書

第1 審査会の結論

本審査請求は却下されるべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本審査請求の趣旨は、令和3年度「鶴住居子どもひろば運営業務」委託契約の契約内容について、令和3年12月27日に釜石市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った変更契約（以下「原処分」という。）の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。
- (2) 原処分は、契約期間を変更するという極めて重い決定をしている。処分庁は、変更の理由について、第三者である市の連携協定先の団体の決定のみを根拠としており、処分庁自身は調査を行っていなかった。そのため、原処分は、処分庁の意思決定を第三者の決定に依存しており、正常ではない。

第3 審査庁の説明の要旨

1 本審査請求の経緯

- (1) 処分庁は、令和3年4月1日、審査請求人との間で、令和3年度鶴住居子どもひろば運営業務委託契約を締結した。
- (2) 処分庁は、令和3年12月27日、審査請求人との間で、原処分を行った。

2 審査庁としての考え方

- (1) 審査庁としては、審査請求人の構成員の1人が信用を失墜する行為を行ったため、市の連携協定先の団体から、今後、審査請求人との関係を持たないとの通知があったことから、疑念が晴れるまでの間、原処分を行うことにした。そのため、本審査請求を棄却するとの裁決を求める。
- (2) 審理員としては、原処分は、契約の内容から、一般的な委託契約であり、行政不服審査法（以下「法」という。）第2条の「処分」に該当しない。そのため、本審査請求は却下とすることが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から審理員意見書、弁明書及び反論書を收受
- ③ 同年2月8日 審議
- ④ 同年2月24日 審理員から資料を收受
- ⑤ 同年3月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 原処分について

審理員としては、原処分が、法第2条の「処分」に該当しないとする。

原処分が、法第2条の「処分」に該当しなければ、そもそも審査請求の対象とならないため、まずこの点について判断をする。

2 処分該当性

(1) 法第2条の「処分」とは、「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」をいい(法第1条第2項)、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

(2) 原処分についてみると、令和3年4月1日付けの令和3年度「鵜住居子どもひろば運営業務」委託契約で処分庁が審査請求人に対して委託していた業務について、主に委託期間及び委託料を変更するものである。また、原処分について、令和3年12月27日付けの令和3年度「鵜住居子どもひろば運営業務」委託変更契約書の末尾乙欄には、審査請求人も押印をしている。

このような原処分の性質からすれば、原処分は、両当事者の合意に基づく一般の契約行為であって、処分庁が公権力の主体として、審査請求人との間で契約を締結したものとはいえない。したがって、原処分は、法第2条の「処分」に該当しない。

3 結論

以上のことから、原処分は、法第2条の「処分」には該当しないため、本審査請求は却下すべきであると判断した。

(釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会)

会長 細川 恵喜

委員 小井土 祥子

委員 猪又 信幸

委員 佐々木 八重子